

明治初年の京都小学に於ける体育の史的研究

能勢修一

Historical study on the physical education in the elementary schools of Kyoto in the early days of Meiji

SHUICHI NOSE

序

昨夏以来京都府文書課の御好意によって所蔵公文書を閲覧する機会があったので明治時代の京都教育の概略を知る事に大いに役立った。その際、小学校の体育が如何なる史的発展をなしたかという事について関心を持った。

その内容の一部は昨年十一月日本体育学会第十回大会に発表しておいたが、今回は主に明治初年学制頃布前後の京都小学の体育（体操及び養生）について史的に考察してみたい。

I

京都の小学は全国に先がけて、明治二年五月二十一日に上京第二十七番小学（柳池小学校の前身）が最も早く開校せられ、引続いて同年十二月中に市内六十四の開校を見る事が出来た。しかして、府の当事者の考えていた当事の小学校は単に子女の教育ばかりでなく、番組内の事務所であり、集合所であり、羅卒の屯所にも用いられ、或は望火楼も附設せられていた。

京都府は明治二年五月二十一日「小学規則」「講師教師職助教選舉規則」「学童定等」「春秋試業科学法式」を定めて公布した。

「小学規則」

「小学課業表」

	第一等	第二等	第三等	第四等	第五等
句読	日本外史 易知 五 万 國 公 法 大政 官 諸 規 則	日本政記 五 真 政 大 意 情 西 洋 事 情	国 史 略 学 孟 子 地 學 生 產 道 案 内	職員令 戶籍法 學 庸 諸 語 世 界 國 窮 理 解 圖	小学子弟心得草 孝 市 中 制 法 府 町 役 村 役 心 得 名
語誦	内外國旗章 外國里程 英語学五百語	内 國 里 程 本邦環海里程 英語学三百語	帝 号 英 語 学 百 語 独	年 号 国 名	五 十 韻
習字	公用文 即題手束	世 話 千 字 文 狀 券 諸 職 往 來 文 諸 商 壳 往 來 私 用 文	諸 國 郡 名 苗 字 山 城 郡 村 地 名 京 都 町 名	受 取 諸 券 苗 字 山 城 郡 村 地 名 京 都 町 名	五十瀬 平 カ ナ 片 カ ナ 数 字 千 支 三 枚 御 高 札 頭

算術	必要雜問 求積，開平方 開平雜問 開立方同雜問	比例法 比例雜問	珠乘筆分 算法 兼除 修法 諸法	珠算兼修 乘法 除法	珠算兼修 加減法
----	----------------------------------	-------------	------------------------------	------------------	-------------

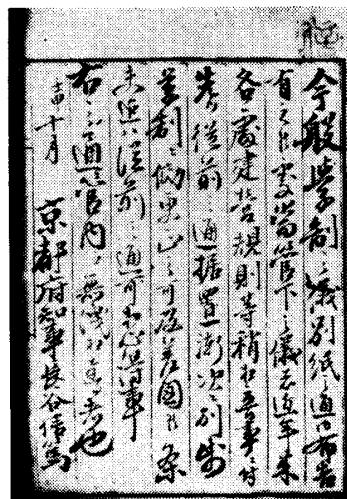
(明倫誌昭和十四年刊378頁)

文部省は明治五年八月三日（壬申七月）太政官布告第百二十四号を以て学制を頒布した。ついで同年九月八日同省布達番外を以て「小学教則」を制定公布して「学制」実施の方法並に教科書を示してその程度を明らかにした。

しかし、京都府は「学制」に対して直ちに移行することはしなかった。（第一図参照）（京都府蔵明治五年布令書）

更に翌年六月文部省は同省第七十六号を以て「小学教則」改正を公布したが、この教則においてはじめて体操を具体的に示したのである。「毎級体操ヲ置ク体操ハ一日一、二時間ヲ以テ足レリトス樹中体操法図東京師範学校板体操図ノ書ニヨリテナスベシ」

(京都府蔵小学教則)



第一図

なお京都府は「小学教則」改正に対しては次の如きであった。

別冊小学教則此節改正相成文部省より達有之候条相達候就而当府下小学校之儀も右教則を標準とし課業改正可致候へ共迅速相運兼候ニ付當分之處是迄之等差置度旨何濟ニ付追々改正相達候迄ハ都テ從前之通相心得事、右管内無渉相達候也

明治六年六月 京都府知事長谷傳篤

(京都府蔵明治六年布令書)

しかし、京都府は「学制」「小学教則」の公布に対して採り上げた重なる方法を二つあげる事が出来る。その第一は文部省制定の教科書の反刻であり、第二は京都府の実情に合った「小学教則」並に「課業表」の改定である。

これより先 文部省は明治六年五月十日同省布達六十

八号を以て教科書彫刻について公布。更に同年七月廿九日同省第百七号を布達した。

文部省布達第百七号

小学教科書ノ内当省藏版ノ分各地方官ニ於テ学校入用ノ為メ上木致向ハ部數ニ限り刷行ノ儀可向出旨本年六十八号及布達置候他ノ藏版反刻伺出候向往々有之不都合候条右反刻差許書目左ニ揭示候条此旨布達候事

明治六年七月廿九日

文部省三等出仕

正五位 田中不二麿

書目

一、…………

(略)

一、樹中体操法図 文部省所轄 東京開成学校藏版

一、体操図 文部省所轄 東京師範学校藏版

(注) (書目数十九冊内体育関係二冊)

(京都府蔵 明治六年 文部省布達)

京都府は明治六年十月に文部省に小学教科書十七種類の反刻を申達した。

本年七月第百七号御布達ニ基キ小学教科書御省其他藏版の内別紙書物各三千部ニ限り於当所追々彫刻小学生徒稽古本ニ相用度候間御許可被下度

明治六年十月二十二日 京都府

文部省督學局御中

別紙書目

一、習字初步

一、單語篇

一、輿地誌略

一、物理階梯

一、西画技南

一、國法階梯

一、樹中体操法図

一、五十韻草体図

一、五十韻図

一、数字図

一、濁音図

一、算用数字図

一、習字本

- 一、加算九九図
- 一、小学読本
- 一、地埋初步
- 一、体操図

(京都府蔵府史学政類第三)

これに対して文部省は同年十月「伺之通但刻成ノ上三部納本可致候事」と回答している。文部省第一年報所載京都府の学事報告において「十月以後習字初等ヲ反刻シ管下小学ニ頒布スル其数五万四千部」¹⁾としている。なお、文部省は明治七年十一月十二日同省報告第二十九号を以て「価格ヲ減シ……売与スペキ教科書」²⁾を公示した。

凡ソ教育ヲシテ普及ナラシムルハ書籍ノ数ヲ増殖シ書籍ノ価ヲ低下シ其購求ニ便スルヲ以テ要トス依テ当省藏版小学教科書ニ係ル書籍ノ既ニ本年第二十五号布達ヲ以テ自由翻刻ヲ許セリ今亦別表ノ通り更ニ価格ヲ減シ当省製本所ニ於テ之ヲ売与スペシ

書 目

- 一、(略) …… (体操関係以外畧)
- 一、体操書(二冊) 十八銭
- 一、体操書(一冊) 一銭二厘
- 一、樹中体操法図(一冊) 一銭五厘

これによって文部省も増刷しているので全国的に相当の教科書が行き渡っていたと考えられる。なお「体操図」「樹中体操法図」を反刻したのは京都府、敦賀県、静岡県。「体操図」のみ反刻したのは愛知県、岐阜県、茨城県、長野県等をあげる事が出来る。この外民間の書籍商によって数多く印刷されている³⁾。

京都府は明治六年十二月「小学教則」を制定して文部省に稟議した。

当府管下小学課業教則第七十六号御布令小学教則ニ隨改正致シ候尤地方之便宜ニ依リ少ク節合之節モ有之候得共左迄姫離致候義ハ之無其他校則共別紙ノ通ニ付速ニ御許可得施行致度此段相伺候也

明治六年十二月四日 京都府

第三大学区督学局御中

(京都府蔵 府史前掲書第三)

これに対して文部省は課業表を附して差し出す事を指示している。かくして 京都府は明治七年一月「小学教則」「上等下等課業表」を公布した。

身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長シ家庭ヲ興隆スルハ学ニ非サレハ能ハス故ニ海内ニ遍ク学校ヲ設ケ邑ニ不学

ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシム旨 明治五年太政官ヨリ御布令アリ。然ルニ当府管下ニ於テハ右御布令ニ先タチ学校建築生徒ノ多キ現今凡三万八千八百余入……(中略) ……今般詮議ノ次第有之文部省定正ノ学制教則ニ基キ更ニ校則教則課業表ヲ立テ幼童ヲシテ学ヒ易カラシメ且生徒已ニ進歩シ上等小学ノ課業ヲ終ル者ハ別ニ旧來課業ノ制度ヲ斟酌セル高等ノ課業ヲモ設置候間父兄タル者宜シク朝旨ヲ体認シ身家ヨリ終ニ天下ノ用ニ供スルハ從学ヲ以テ初步ト為ス旨遵行シテ子弟ヲ勧誘獎励可致其校則ノ如キハ各校ニ頒布セリ速ニ見ルヘシ

右管内洩レナク相達候也

明治七年一月

知事 長谷信篤代理

京都府七等出仕国重正文

(京都府蔵明治六年丹後一円丹波天田布令原書)

京都府下小学教則(抜粋)

小学ヲ分テ上下二等トス 下等ハ六才ヨリ九才ニ止リ 上等ハ十才ヨリ十三才ニ終ル 上下合セテ在学八年トス

第一章

上下二等小学ノ課程ヲ分ツテ各八級トス 每級六箇月ノ習業ト定ム其課業ハ兼テ布達アリシ文部省ノ教則ニ依ルト雖モ他方ノ便宜ニ隨ヒ少シク節合スルコト左ノ如シ

○下等教則

綴字	(詳細省略)
会話	〃
単語	〃
読本	〃
習字	〃
算術	〃

修身及養生口授(小学教則中ノ等級ヲ増シテ下等 第八級ヨリ上等第一級ニ至ル)

余科

○上等教則

会話	(詳細省略)
書讀	〃
読本	〃
輪講	〃
習字	〃
算術	〃
修身及養生口授	〃

余科

○小学教則中ノ各科温習及ヒ体操ハ適宜之ヲ為スヘシ
○右ノ通り学ムト雖モ時ニ隨テ斟酌スル事アルヘシ
上等課業表（省略）

（京都府藏府史前撰書第三）

以上の如く、京都府ははじめて体操について指示した。この指示は、文部省改正「小学教則」に示されているように「中体操法図」「体操図」で行うことを意味していると解釈すべきであろう。既に体操関係の前述の教科書は管下に配布していたので体操を行う道すじはつけておいたのである。しかし小学校で体操を実際行ったかということは明かでない。京都府の学事報告（文部省第一年報所載）にも「文部省所定ニ由テ教則校則等ヲ定ムルト雖モ沿襲ノ久シキ未だ一朝ニシテ變スル能ハス 小学ニハ皆習字算術読書ノ三科ヲ授ケ体操ノ如キハ生徒適宜ニ任セ…（後略）…」とありその当時の体操は余り行われなかつたのであろうと思われる。

文 献

- 1) 文部省第一年報各大学区府県学事ノ景況京都府
- 2) 文部省雑誌二十二号 明治七年十一月（京都大学吉田分校蔵）
- 3) 文部省准刻書目 明治七年十月（京都大学吉田分校蔵）

■

京都府は文部省雑誌（明治六年三月）に掲載してあった「生徒養生法」の全文を管下学校に布達した。

別紙之通文部省雑誌中ニ記載有之右ハ生徒養生之良法ニ候條銘々厚注意可致候此段管内学校ニ無漏右達者也

明治六年六月 京都府知事

精ヲ励ムニ節限アリ身ヲ養ニ方制アリ是レ就学者ノ平生尤意ヲ用フベキフナリ別冊生徒養生法ハ東京開成学校ニテ近來実地驗効ヲ見ルモノニシテ現今生徒ノ病患ニ要ル者前日ニ比スレバ十其ハ少減シタリ因テ之ヲ雑誌ニ付シ一般就学者ノ之ヲ服膺保守センコトヲ希望ス。

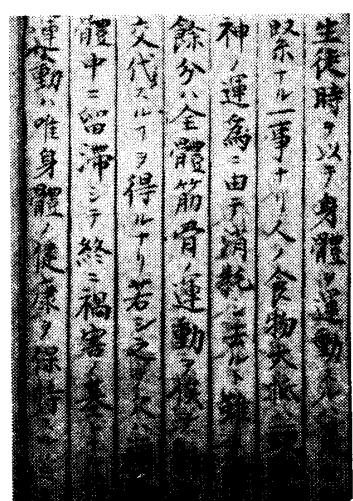
生徒養生ノ法

飲食ハ生ヲ養フノ本ナレドモ之ヲ食スルニ自ラ定量アリ（第二図参照）……（中略）……学業ニ從事スル時ハ椅子ニ倚リ卓ニ対スヘシ書ヲ讀ミ字ヲ写ス何レモ身体ヲ傾俯セス容体整正ナルフ要ス凡ソ五官ノ中學業ニ緊要ナルモノハ眼力ニシクハナシ故ニ能ク之ヲ保護シテ損害ナル



第二図

ナラス又精神ヲ活発
ナラシムルニ必効アリ
蓋シ精神ハ身体ト相待テ均称ヲナス
モノナレバ時々課業ヲ止メ精神ヲ休ムヘシ但精神ヲ休マシムルハ身体ヲ運動スルニ非サレハ能ハス故ニ日々時間ヲ定メテ身体ノ運動セシムルハ最好ノ摂生方ニシテ¹⁾運動ノ時限ハ食前一時或ハ食後二時



第三図

ノ時ヲ宜シトス 夏天ニ水ヲ泳クハ²⁾運動中最モ有益ノ事ニシテ身ノ為ニ効ヲ奏スルコト亦甚多シ…（中略）…柳草ハ酒茶ノ類ト均シク殊ニ若年ノ者ニ害アリ故ニ生徒ハ宜シク之ヲ廃止スヘシ…（中略）…從來ノ風習住々休暇ノ日ヲ誤リ認メテ遊蕩ノ地トナス恐クハ否ナラス 凡ソ休日ト云ハ修業ノ辛勤ヲ休解慰暢スルノ意ナレハ生徒勉強ニ依テ抑鬱シタル英氣ヲ伸暢シテ健康ヲ補益スル為メニ或ハ外ニ出テ運動直遙シテ士君子ノ情状ニ耻サル適意快樂ナラバ心中ノ満足自ラ深カルヘシ 若シ之ニ反テ懶惰放蕩ニ流ルトキハ追悔名ヲ借ルト雖モ其罪免カルヘカラサルハ始ヨリ推テ知ルヘシ

（京都府藏明治六年布令書）

(注)

1) 「正課後二時間ハ体操及ヒ外出散歩二時間ヲルヘト事」（南校舎則 東京帝國大学五十年史上冊 昭和七年版 212頁）

「毎日九字ヨリ九字半マテ体操」（同規則同上書）

212頁)

「明治五年四月運動所ヲ置キテ生徒ニ体操ノ技ヲ教エ」(文部省第一年報 東京開成学校153頁)

- 2) 「六月一日ヨリ八月三十一日マデ毎水曜日午前(原文ノママ)四時ヨリ四時三十分マデ水泳ヲ課ス」(明治六年入令規則)(東京帝國大学五十年史前掲書273頁)

IV

明治五年九月五年九月「小学教則」には、

小学五級

養生口授 一週二字 養生法、健全学等ヲ用ヒテ
教師縷々口授ス

明治六年改正「小学教則」では時間配当以外はかわっていない。

しかし、文部省督學西鴻納の報告書の中に¹⁾「身体
健康ナラザレバ百事成ルベカラサル 所以ナリ」として
「小学教則」に養生口授が入っている理由を明かにして
いる。しかして京都府は養生について次の如くである。

明治七年一月布達「小学教則」第十三章

「毎月一六ノ日ヲ休暇トス」

但六ノ日ハ午前八時ヨリ十時マデ

修身及養生口授ヲ授ク

下等教則

修身及養生口授

勸善訓蒙、健全学ノ類

上等教則

修身及養生口授

勸善訓蒙健全学ノ類、或ハ孝經四書小学ノ内ヲ
簡取シテ口授ス。

これより先、文部省が明治五年例示した教科書の中に

勸善訓蒙 箕作麟祥著 十一冊

健全学 杉田玄端著 六冊

がそれぞれあげられている。京都府が明治七年制定した
教科書の「修身及養生口授」は前記二書が含まれている²⁾。
次にこれ等の書物を主として養生面から検討しよう。

(イ) 勸善訓蒙

この書の緒言によると「法蘭西学士ボンヌ氏ノ著述ニ
テ千八百六十七年巴勒ニテ刊行セルモノナリ蓋シ ボン
ヌ小学校ニテ児童ヲ教フル為メ作リシモノ」であって、
明治四年九月に刊行されている。(第四図参照)

その内容を目録でみると比較的平易に書かれ、「勤善学
ノ大旨 天ニ対スル務、自己ニ対スル務、國ニ対スル務、
仁愛ノ務、族人ニ対スル務、國ニ対スル務」をあげている。

本文(抜粋)



第四図

第三十七章 人ノ身体
アルハ其精神ノ欲スル所
ヲ行フ為メナリ、故ニ勉
メテ之ヲ全ウセサルヲ得
ス

第三十八章 身体ヲ清
潔ニ為スハ健康ヲ保ツノ
一基本ナリ 故ニ之ヲ自
己ニ対スル務ノートス

第三十九章 人其飲食
ヲ節スルハ其情欲ヲ制ス
ルノ徳ノーナリ(後略)

第四十四章 人其身体

ヲ壯健ナラシメントシテ即テ意ヲ用ルニ過キ終ニ其身体
ヲ柔弱ナラシム可カラス常ニ身体ル運動使用シテ之ヲ強
健ニ為シ疲労困苦ニ堪ヘシム可シ

第四十五章 凡ソ鞦韆術ノ如ク身体ヲシテ強壯輕捷ナ
ラシムル遊戯ハ無益ノ遊戯ニ比スレハ大ニ貴重スペキモ
ノトス

第四十六章 人ノ務ニ於テ惰ル可カラザル至重ノ技芸
中其一ハ酒術ナリ 若シ人自カラ惰リ又ハ畏懼シテ之ヲ
学ハサル時ハ咎アリ。

第四十七章 遊戯中鬱懃ヲ消散シテ身体ヲ強健ナラシ
ムニ益ナキモノアリ、是レ人ノ慎シテ避ク可キモノト
ス…(後略)…

第四十八章 人其飲食ヲ節シ身体ヲシテ勞動ニ習慣セ
シムルハ是レ其身ヲ壯剛ニ為ス良法ナリ身体壯剛ニシテ
疾病ナキ時ハ其精神ヲシテ亦爽快ナラシメ身体精神皆勧
善ノ務ヲ行フヲ得可シ

第五十七章 人有益ニ光陰ヲ用フルハ其務ナリト雖モ
白カラ亦休憩歓樂ヲ為ササルヲ得ス蓋シ休憩歓樂ヲ為ス

ニハ精神ト身体トヲ
憩ヒ其精力ヲ増テ勤
勞ヲ為可キ旨趣トス
可シ

第五十八章 遊歩
運動ハ精神ヲ休憩ス
ルノ最良法ナリ

(ロ) 健全学

この書の緒言によ
ると、「本書は英國
の医官ロベルト・ゼ
エムス・メンの著す
所にして其國文を以



第五図

て記せるを和蘭の医人イルデプロイ・コブス其邦語に訳し自己の見識する所を以て其不足を補ひ又尙了解し易からしむるて為に詳訳を加へたる者」であり「その初版は紀元千八百五十六年実に我文政三年内辰に当る」と、これを杉田玄端が文久三年五月に訳述したのである。（第五図参照）

しかし、「通篇極めて簡約なりと雖方今諸学隆盛なりたれば頗る精微の説に基き編成せるを以て我が邦に於ては在々新聞創見の論多し」としているがこの書の内容は生理書であり衛生書であり或は解剖書であって當時としては難解であったと思われる。

この書は第一篇より第十四編に及んでいるが初篇の方は原理的のものが主となっている。終編の内容を抜粋する。

第十二編 大気浴場及び運動を論ず

- 蓋し大気中に運動するを要する事は只に肺臓に好機括を催進するのみならず皮膚にも亦利益あるなり。
- 皮膚は全く清潔するを要すれば務めて日々水を以て洗浄すべし……（中略）……衆人の説に冷水浴は必ず身体に利あり又之に由り身体を強健にし又特に小児の如きは其身体を堅牢になすといへり然れども此説決して定規とし難く且冷水浴を用いるに因り疾病を得るもの多く之あり。
- 身体各部筋系及び神経系も亦皆運動するを要す。夫れ身体各部は使用するが為したる者なれば各部適宜に官能をなさざるときは決して一和することなくして全総機の均準を傷へり。
- （註）身体各部は使用に因て強壯となり使用せざれば衰落す。
- 靈魂の健全なるは身体の健全なるよりも切要なること疑ふべからずと雖も之が為に身体の健全を怠慢して可なりと思ふべからず。

第十四編 前篇諸条の応用を論ず

- 健全を保護し身体を強健にし、且總て身体障礙あるに臨では之を回復するに何を以て要件とするやは我輩既に之を領解せり其要件は
- (イ)清楚の大気を饒多に輸送す
- (ロ)身体を清潔にす
- (ハ)飲食を節定にし栄養を適宜にす
- (シ)身体を運動し作業を営む

なお、この書で注意すべきは公衆衛生について論及した事である。

即ち「想ふに世人の多くは健康を得べき諸要件に背き之は由て唯に己のみならず他人をも之より発する疾病に

損害をせり」「公行健全学即ち『ヒキイネ』…（中略）…此学は有益の一科にして輓近の開化文明より摘採せる最大の果実と称すべし。この学は衆人の健全を催進するを標準となし且夥伴中各人の健全を損害若くは妨碍する事件を除するを教示す」と誠に卓見であると思われる。

以上により「勸善訓蒙」「健全学」の中において戸外運動、清潔、身心相関、運動の効果、飲食、栄養等の諸問題は共通であり、又前述した「生徒ノ養生法」とも類似点をあげる事が出来る。

文 献

- 1) 文部省雑誌明治七年第一号
西潟訥学区巡視功程開申中説論第一則（日本教育史料書昭和十二年刊第六編254頁）
- 2) 京都小学五十季誌（前掲書）189頁（修身及養生口授用教科書はこれ等の二書外學問のすすめ福沢諭吉著がある。）

要 約

明治初年の京都府に於ける体育について

(イ) 明治二年開設した京都の小学校は明治四年制定した「小学課業表」にあらわれているように、かなりの充実した教育内容を示していたがその主要学科は読書算術習字であって、体育については未だ何もあらわれていなかった。

(ロ) 文部省の「学制頒布」に対して京都府は直ちに移行することはしなかった。

(ハ) 然しながら学制に移行するために京都府は明治六年十月以降に文部省指示の教科書反刻を行って管下に配布したがその教科書の中に「体操図」「樹中体操法図」が含まれていた。

(シ) 文部省の「学制」に準拠した京都府「小学教則」並に「課業表」を布達したのは明治七年一月であった。しかしこの教則欄外に体操について生徒に適宜に行わせる事を明示したにすぎない。

(ハ) 他方衛生（養生）教育については、明治六年六月「生徒ノ養生法」を府下の小学校に周知させ、或は明治七年一月制定の「小学教則」中「修身各養生口授」を六の日に行う事としている。

(ホ) 「修身及養生口授」に用いられた教科書の中「勸善訓蒙」「健全学」の内容から当時の京都府の衛生教育の概略を知る事が出来る。しかしてその教科書は、未だ外国書の翻訳であって全く外国の模倣であり、主知主義であった。

（1960年7月20日受理）